



# 向島法人会だより

425

P2 第9回 通常総会次第

P3 令和2年度  
向島法人会事業計画(案)

P4 令和2年度  
税制改正大綱

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と  
消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現

P6 税務署だより

P7 都税事務所だより

特別法人事業税の創設及び  
税率改定後「初年度」の予定申告

P8 第12回 墨東企談



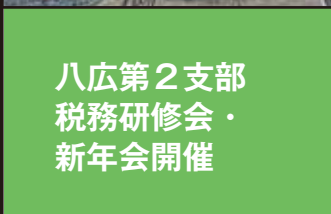
止まるな、ぶれるな、流されるな、目指すは匠になれ。  
「日々精進」で毎日ベストを尽くしたい。

株式会社 山田屋 代表取締役 **尾身 浩之さん**

P10 墨田堤通支部  
税務研修会・  
新年会開催



東向島第2支部  
税務研修会・  
新年会開催



八広第2支部  
税務研修会・  
新年会開催

P11

東法連  
絵はがきコンクール入賞



中小企業会計啓発・  
普及セミナー



中のページに  
向島法人会  
**特別割引  
クーポン**  
があります!

従業員の退職金準備は

**特退共**

優秀な人材の確保・定着化に

## 東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人  
東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
 ○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
 TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



一筆啓上

東向島第一支部 大貫 友裕

満開の桜に目を細めつつ、本来であれば爽やかに気を引き締め、迎える新年度ですが、新型コロナウイルスという脅威にさらされ各方面で大きな弊害をもたらしています。

先の見えない社会状況に頭を抱える経営者も多々いるかと思えます。

私もその一人ではありますが、何の手立ても考えずにいる訳にもまいりません。

このような状況だからこそ、見直せるもの、考え直さなければならぬ事が見えてくるのではないのでしょうか。これまで経営者として培ってきた知恵と経験をフル活用し、利用して下さるお客様にも、よりよい仕事を提供していきたいと考えております。

また、外出自粛のこの時期、健康管理を見直す絶好の機会でもあります。

この難局を乗り越えるにも健康第一！

どうぞ皆様ご愛顧くださいますよう。

計報

墨田堤通支部 ナガセケンコー(株) 長瀬 二郎様

ご冥福をお祈り申し上げます。





政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

### ■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

### ■5G(第5世代移動通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることとなります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

### ■国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

### ■低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日から令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

### ■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

### ■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。

また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。

また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。

### ■法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することと、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていますが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされてきました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

### ■居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1000万円以上のもものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来は、制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売

備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

### ■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

### ■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

### ■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の

### ■住宅の貸付けに係る契約においてかでない場合

上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。



## 特別法人事業税の創設及び税率改正後「初年度」の予定申告について

- ◆ 特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、**令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告**に限り、以下の経過措置が設けられています。

### 経過措置

令和元年10月1日以後開始する最初の事業年度の  
法人事業税・特別法人事業税・都民税法人税割の予定申告税額の計算方法

#### 〈法人事業税〉

$$\text{前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)} \div \text{前事業年度の月数} \times 6.3$$

#### 〈特別法人事業税〉

$$\text{前事業年度の法人事業税額(合計額)} \div \text{前事業年度の月数} \times 2.3$$

#### 〈都民税法人税割〉

$$\text{前事業年度の都民税法人税割額} \times 1.9 \div \text{前事業年度の月数}$$

様式は初年度の経過措置に対応していないので、ご注意ください!



### ◆ 特別法人事業税とは

地方法人課税における財源の偏在を是正する新たな措置として特別法人事業税が創設され、**令和元年10月1日以後に開始する事業年度**の申告納付より適用されます。一方で、暫定措置であった地方法人特別税は廃止されます。

- ※特別法人事業税の申告納付方法は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なります。
- ※法人事業税の所得割・収入割の税率も併せて改正されていますので、ご注意ください。

○ **納税義務者** 法人事業税の申告納付義務のある法人が対象となります。

○ **申告納付方法** 法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。

○ **適用時期** 令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。  
(注) 令和元年9月30日までに開始する事業年度については地方法人特別税の対象です。

○ **課税標準** 基準法人所得割額、基準法人収入割額  
(標準税率で計算した法人事業税の所得割額・収入割額)

#### ○ 税率表

課税標準	法人の種類	税率(%)
基準法人所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37
	外形標準課税法人	260
	特別法人	34.5
基準法人収入割額		30※

※ 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る特別法人事業税については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から税率が40%に改正されています。

※法人事業税・都民税法人税割の改正後の税率については、主税局ホームページをご覧ください。

### 【問合先】

固定資産税・納税について：墨田都税事務所 03-3625-5061 〒130-8608 墨田区業平1-7-4

特別法人事業税について：台東都税事務所 03-3841-1271 〒111-8606 台東区雷門1-6-1

## 国税庁からのお知らせ

# 申告書等用紙に代えて 「申告のお知らせ」をお送りいたします

## 国税庁の取組

○ 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。

○ このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、令和2年4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人<sup>※1</sup>を対象として、申告書等用紙<sup>※2</sup>の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ<sup>※3</sup>」を送付することとしております。

- (※1) 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
- (※2) 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
- (※3) 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。

○ 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。

○ 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。  
国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を順次実施しています。

#### ■ 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出



#### ■ 大法人とは？

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体

### <e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。  
詳しい情報は、e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。



止まるな、ぶれるな、流されるな、  
目指すは匠になれ。

「日々精進」で毎日ベストを尽くしたい。



株式会社 山田屋  
代表取締役

尾身 浩之さん

21年続けていた整備の仕事に辞め、  
屋形船事業の道へ。

山田屋の始まりは、昭和元年初代山田初次郎がこ  
こ荒川で操業したと聞いております。  
屋形船を建造する前は釣り船をしていましたが、  
将来的に釣り船利用客の減少もあり得るのではない  
かと考えた妻の父・山田勝己と母・宏美が屋形船を  
始めました。

義父山田勝己が病に倒れ事業ができなくなったの  
を機に、当時羽田空港でのSM(地上支援機材)の整備  
をしていた私が家業を継ぐことを決め、21年勤めて  
いた会社を退職し、この道に入りました。

自らの経験と、日々の努力を重ね、  
ベテラン船長に。

初めは屋形船の運営と言っても、何をすればいいか  
わからない状態でしたが、やっていくうちに、前職で  
身に付けた整備の経験と技術があれば、屋形船の整備  
も自分で行うことができることが分かり、日々の船の  
手入れについては問題はありませんでした。しかし、  
屋形船を動かしていく上で一番大切な操船技術経験  
を覚えるのが大変でした。

水の上に浮いている船ですから、川の流れ水量や風  
の向き風力の影響で思った通りの操船がなかなかで  
きない。もどかしい思いもしましたが、当時は頭の中  
で何度も何度もシミュレーションしながら船を動か  
し、体でその感覚を覚えていきました。  
今では、ベテラン船長の私ですが、「初心を忘れず」

お客様の安全を守る。  
山田屋を守る。  
それが今のやりがい。

もともと整備の仕事をしていたということ  
もありますが、私は「お客様の安全」にとても気  
を使っています。安全が保証されているから  
こそ、安心して楽しんでいただくことができ  
る。屋形船はそう言った安全、安心、楽しい場  
所であって欲しいというも願っています。  
もちろん、屋形船を楽しんでいただくことも  
大事です。お客様の笑顔の思い浮かべながら  
さらに喜んでいただけるサービスを提供でき  
ないかと、試行錯誤することも好きな仕事のひ  
とつです。  
例えば、山田屋では季節に合わせた企画、商

を感じ、嬉しく思います。

妻がいなければ、私は山田  
屋を継ぐことはなかったで  
しょう。こうして家族で一緒  
に仕事ができるのも山田屋  
があるおかげです。

今までも本当にいろいろ  
とありましたが、家業を継い  
で乗り切ったこれたのも、妻  
や子供たち、そして周りで協  
力して下さる皆様のおか  
げだと思っています。

これからも、家族みんな  
協力しながら、お客様に笑顔  
をお届けできるように、山田  
屋を盛り上げていきたいと  
思っています。



「助け合い・思いやり・慈しみ」の心で  
感謝の気持ちを忘れぬ。

昨年10月の台風19号の両台風は関東に上陸し、大きな災害  
をもたらしました。ここ墨田区の荒川でも上流での降水量  
の多さに荒川が増水。

山田屋の棧橋は荒川にあり、台風19号の増水で船舶係留  
施設は流され、破損し被災。幸い船舶は台風前に安全な他の  
河川に搬出してあり、船が流されず事なきを得ましたが、事業  
運営ができる状況ではなく休業状態に。しかし、こんな状況  
でも私たちが助けて頂ける方々のおかげで、事業を続けて  
いくことができます。

そんな中、今年に入り中国からは新型コロナウイルス感染  
症が発生。多種多様な業種に及ぶ自粛傾向により、屋形船も  
お客様のキャンセルが続ぎ当面は苦境になることと思  
います。  
ですが、こんなとき以前ニュース23の番組の収録のお手伝  
いで、筑紫哲也さんに色紙に書いていただいた言葉「逆手思  
考」(さかてしこう)を思いだし、家族みんなで乗り越えられ  
るよう、知恵を出し合い、この事業を未来へと継げられるよ  
う努めていきます。

家族の絆で、山田屋を盛り上げる。

現在、山田屋は、長男も家業を継  
ぐ決心をしてくれたため、一緒に屋  
形船の仕事をしています。長男は、  
山田屋の5代目となります。家業  
を継ぐことを選んでくれたこと、と  
ても嬉しく思っています。

教えたことを着実に身に付けて  
いってくださる姿は、船長として  
責任を持って成長してくれているの



山田屋の5代目を継ぐ長男さん(左)

船上からの一味違う東京を  
ゆっくり堪能してください。

見慣れているはずの東京の街並みも、船上から眺めれば、  
新たな魅力を発見できます。特に好評なのは橋と夜景。  
隅田川には、言問橋、吾妻橋をはじめとして18もの橋がか  
けられています。普段は見ることができない橋の真下から、  
一つひとつ橋を眺められるのは、まさに屋形船の魅力です。  
夜にはビル群だけではなく、橋にも光が灯るので、船上か  
らはライトアップされた幻想的な美しい橋や東京スカイツ  
リーも間近に見ることが出来ます！

その他にも、ハゼ釣りを体験していただけます。釣り船と  
は違い、屋根があるので、ちょっとした雨でも大丈夫。冷暖房  
完備なので快適な環境で釣りが出来ます。ハゼ釣りが初めて  
の方でも安心してください。竿、エサ、仕掛けはもちろん、昼食  
(天ぷらご飯)もついているので、手ぶらで来て大丈夫です。  
釣りのレクチャーもさせていただきます。

ご希望があれば、昼前までに釣れたハゼは、調理して天ぷら  
で食べることもできます。

ぜひ、東京の水辺に親しんでいただき、一味違う東京を楽し  
んでください。

株式会社 山田屋 <https://www.yakatabune.ne.jp>



東京都墨田区八広6-27-1

電話：03-3611-0813 営業時間：8時～22時

向島法人会だより 特別クーポン！

水上宴会とハゼ釣りのご利用にあたり、賞切船

平日10名様以上～  
週末15名様以上～

10%OFF (消費税別)

向島言問団子棧橋ご利用で、お一人様ずつ言問団子(3個入)サービス

有効期限 2020年5月1日～2021年5月31日まで  
お電話で「向島法人会だよりのクーポン券をご利用」とお伝えください。

●このクーポンをご持参の方のみ有効です。●お一人様1回限りとさせていただきます。  
●尾身社長のご厚意で発行していただいているクーポンです。ルールを守ってご利用ください。





### 東法連 絵はがきコンクール入賞



受賞者  
〔優秀賞〕  
八広小学校  
橋本 妃夏乃さん

令和1年度東法連「女連協」税に関する絵はがきコンクールにおいて、向島法人会から応募した作品が優秀賞を受賞しました。  
残念ながら表彰式は、中止となりましたが、表彰状と記念品を小学校を通して本人へお渡ししました。

### 墨田堤通支部 推進委員会と新年会

開催日時 2月14日(金) 19時~21時  
会場 トムトム  
参加人数 6人

参加者 瀧澤、小坂、田中、山口、正田、戸田、当日の欠席者は二名でした。  
最初に各推進委員の近況報告から始まり、支部の行事を会員に参加していただくのに、どのような方法があるのか、ディスカッション中になりました。  
廃業の会社が増えている中、これ以上会員を減らさない為の案が以下のとおりです。  
1・飲みながらフリートーキング  
2・講師を呼んで勉強会  
3・支部地域の行事の参加  
4・親睦を深めるためにゴルフコンペ開催 等意見が出ました。



推進委員の方々に本部の行事にご多忙とは思いますが、参加をお願いして閉会いたしました。

### 中小企業会計啓発・普及セミナー



開催日時 2月4日(火)  
会場 向島法人会  
参加人数 23人

令和2年2月4日(火)向島間税会・向島優申会と共催で、中小企業会計啓発・普及セミナーを開催しました。  
セミナーは、独立行政法人中小企業基盤整備機構から講師を招き、「企業の経営力強化を目指す会計」と題して、財務会計の基本構造・会社が生き残るためにはどのように対応すればよいのか等について講義がありました。  
参加した会員からは参考になり今後の業務に生かしていきたいと大変好評でした。

### 東向島第二支部 日帰り研修

開催日時 2月20日(木)  
会場 国宝迎賓館赤坂離宮  
参加人数 6人

2月20日木曜日、新型コロナウイルス関連騒動の中、年頭計画通り国宝迎賓館赤坂離宮に6名参加の元実施いたしました。  
マスクをかけてメトロ半蔵門線で赤坂へ和風別館、本館を見学いたしました。途中、トランプ大統領国賓訪日の歓迎式典が行われた前庭で税金クイズを行いました。かなりの難問に四苦八苦いたしました。  
その後、明治記念館にて軽食を取り有意義な研修旅行を終えました。



法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む  
病気やケガの備えに

ライフステージの変化に  
ちゃんと応える  
医療保険 **EVER**

心配な「がん」の備えに  
**NEW**

**NEW/**  
アフラックの  
生きるためのがん保険  
ALL-in

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。  
◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。  
(引受保険会社)

「生きる」を創る。  
**Aflac アフラック**

東京第三支社  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト17F  
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。  
P19425 AFツール-2020-0061-2002008 1月24日

### 令和元年度 八広第2支部 新年会 & 税務研修会

開催日時 1月30日(木) 18時~  
会場 和牛処 やまだいら  
参加人数 13人

令和になって初めての新年会が開催されました。  
岩井支部長の挨拶に続き、全員で税金クイズに挑戦しました。軽減税率、他国の消費税、歴史問題など難問が多く、ほとんどの方が50%前後でしたが、1人だけ90%の方がいて、楽しく研修ができ、勉強になりました。  
研修後、岩井支部長の乾杯の発声で会食となり、美味しい焼きなどを味わいながら楽しいひと時を過ごしました。最後に小山さんに中締めのご挨拶を頂き、散会となりました。  
月末の忙しい中、ご参加して頂いた皆様に感謝申し上げます。有難うございました。

